

中小企業等経営力強化法の経営力向上設備、証明書について

リョービMHIグラフィックテクノロジー株式会社には、税制上の優遇措置である**中小企業経営強化税制**（即時償却もしくは税額控除）と、**固定資産税軽減**を受けられる「中小企業等経営強化法の経営力向上設備」の要件を満たした商品が揃っています。是非、設備投資のご検討時にお役立てください。

■対象モデル（2018年1月25日現在）

種類	対象モデル名
四六全判 オフセット枚葉印刷機	RMGT 11シリーズ* 1130モデル
菊全判 オフセット枚葉印刷機	RMGT 10シリーズ* 1050 V1モデル RMGT 10シリーズ* 1020 V1モデル
A全判 オフセット枚葉印刷機	RMGT 9シリーズ* 940モデル RMGT 9シリーズ* 920モデル
B2判 オフセット枚葉印刷機	RMGT 7シリーズ* 790モデル
B2判 オフセット枚葉印刷機	RMGT 7シリーズ* 760モデル
菊半裁 オフセット枚葉印刷機	RMGT 6シリーズ* 690モデル
菊四裁 オフセット枚葉印刷機	RMGT 5シリーズ* 520GEモデル 520GE-2(2色機)
菊四裁 オフセット枚葉印刷機 LED-UV印刷 システム搭載	RMGT 5シリーズ* 520GXモデル LED-UV乾燥装置搭載
A3判縦通し LED-UV封筒 印刷システム	RMGT 3シリーズ* 340モデル 340HA-2(2色機)、340HA-4(4色機) LED-UV乾燥装置搭載

【注意事項】

中小企業経営強化税制（即時償却 or 減税）と、**固定資産税軽減**とも同じ証明書を提出することになります。
原紙は1枚のみの発行なので、両方の減税制度とも**証明書原紙をコピーして提出**していただくこととなります。

【工業会証明書～税務申告】

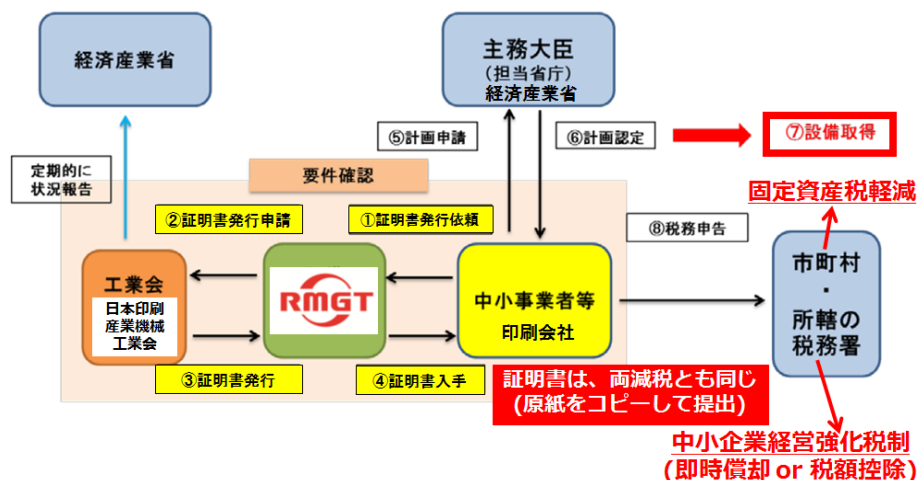
⑤計画申請・・・印刷会社様は、証明書発行を受けた印刷機について、経営力向上計画に記載し、認定を受けることができます。手続きに際しては、経営力向上計画の申請書に、**証明書のコピー（写し）を添付**していただく必要があります。

⑥認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の他の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。税務申告に際しては、**④の証明書、⑤の申請書及び⑥の認定書のいずれもコピー（写し）を添付**してください。

下図参照

（注）中古機は、対象外

■工業会証明書の取得から税務申告の流れ 下図④の証明書を発行させていただきます。



■RMGTの対応

中小企業・小規模事業者や中堅企業は、経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を主務大臣に申請していただき、認定されることにより税制上の優遇措置や各種金融支援が受けられます。優遇措置を受けるために、主務大臣に「経営力向上計画」と共に提出する証明書を印刷会社様に発行させていただきます。担当の当社営業に証明書の発行をご用命ください。

■制度の詳細は、担当の当社営業にお問い合わせいただくか、中小企業庁のホームページをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>